

平成 20 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 アセット・インベスターズ株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 若 山 健 彦
(コード 3121 大証 2 部・福証)
問合せ先 代表取締役 CPO 森 下 将 典
(TEL 03-3502-4910)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行することについて、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 従業員に対し新株予約権を発行する理由
当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主利益の向上を図ることを目的とするものです。
2. 今後の見通し
今回のストック・オプション（新株予約権）の発行が当社業績に与える影響は軽微であり、公表している業績予想に変更はありません。
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式 440,000 株

なお、新株予約権の割当日以降に当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点において発行又は行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日以降当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権の総数
440 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式 1,000 株とする。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
但し、下記(13)記載の割当予定者が新株予約権の割当日において当社従業員たる地位を失っている場合、または割当予定数に対する申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個あたりの金額は、下記により決定される 1 株あたりの払込金額（以下「払込金額」という。）に、上記(2)に定める新株予約権 1 個あたりの株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、かかる調整は株式の分割においてはその基準日の翌日、株式の併合においてはその効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または自己株式の処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 7 月 9 日から平成 25 年 7 月 8 日まで（行使期間の開始日が銀行休業日にあたる場合は、翌銀行営業日を行使期間の初日とし、また、行使期間の最終日が銀行休業日にあたる場合は、直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。）

(5) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問または従業員（以下「役職員等」という）の地位を有していることを要する。ただし、以下のいずれかに該当する者については、この限りではない。

- a. 平成 22 年 7 月 9 日以降に退職する者で、継続して当社または当社子会社の役職員等の地位を有している期間が通算で 5 年以上であった者（但し、当社と同種の営業を行う他社の役職員等となった者を除く。）
- b. 任期満了により退任・退職した者（但し、当社と同種の営業を行う他社の役職員等となった者を除く。）
- c. 定年により退任・退職した者
- d. 会社都合により退任・退職した者
- e. その他取締役会が正当な理由があると認めたる者

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(6) 新株予約権の取得

新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使前に上記(5)に規定する新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合(会社法第 287 条に従い新株予約権が消滅した場合を除く。)、当社は、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権については無償で取得することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会で承認されたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じるときは、その端数を切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(10) 端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権と引換えに行う払込み

無償で発行するものとし、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(12) 新株予約権の割当日

平成 20 年 7 月 24 日

(13) 新株予約権の割当てを受ける者

当社従業員 21 名に対して割り当てるものとする。

(14) その他新株予約権の発行及び割当ての条件

その他新株予約権の割当ての条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

以 上